

無人飛行ロボット活用促進事業実施委託業務 質問回答

項番	質 問	回 答
1	完成したカリキュラム及びテキストは愛知県に帰属するか。	契約書第9条に記載のとおり、本事業の成果物は愛知県に帰属します。
2	本事業にてカリキュラム及びテキストを作成した事業者は、愛知県が行う研修事業以外において同一のカリキュラム及びテキストを用いて研修を実施することができるか。	研修の目的ごとに個別判断とさせていただきますので、カリキュラムとテキストを活用する際は、事前に県に御相談ください。
3	契約書（案）第3条（一括再委託の禁止）について 本事業におけるカリキュラム及びテキストの作成を再委託することは、再委託に該当するという認識で相違ないでしょうか。	契約書第3条では、請負業務の全部または主要な部分の一括再委託を禁止しております。カリキュラム及びテキストの作成は、本事業の主要な部分に該当するため、一括再委託は禁止となります。